



11月は

うつのみやDV根絶強化月間

ID 1009421

問 男女共同参画推進センター
「アコール」 ☎ (636) 4075

本市では、国が実施する「女性に対する暴力をなくす運動（11月12～25日）」と「女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）」に合わせた11月を

「うつのみやDV根絶強化月間」と定め、DV防止や女性の人権を守る啓発活動に取り組んでいます。独りで悩まず、まずは相談してください。

▼DVに関する相談窓口

相談窓口	相談日時
市配偶者暴力相談支援センター ☎ (635) 7751	▼電話、面談(要予約) 火～土曜日、午前9時～午後5時 第4土曜日は正午まで
とちぎ男女共同参画センター「パルティ」相談ルーム(野沢町)(配偶者暴力相談支援センター) ☎ (665) 8720	▼電話 月～金曜日、午前9時～午後8時 土・日曜日、午前9時～午後4時 ▼面談(要予約) 火～日曜日、午前9時～午後4時

▼女性相談窓口

相談窓口	相談日時
女性相談所(明保野町・「アコール」内) ☎ (636) 5731	▼電話、面談(要予約) 火～土曜日、午前9時～午後5時 第4土曜日は正午まで
女性のためのLINE相談 教えてミヤリーを活用した有人チャットを開設中 	▼開設日 年末年始を除く日・月曜日、午後6時～10時

▼つながりサポート女性支援事業 DV、不安や孤独など、さまざまな悩みを抱える女性に対して、出

張相談会やNPOなどの支援機関による「つなサポ相談室」など、女性が相談しやすい体制を整えています。また、相談窓口に行くのはハードルが高いと感じる女性には、ゆったりとした時間を過ごしながら、相談やアロマ教室などのワークショップなどに参加ができる「女性のための居場所 つなサポまいまいルーム」があります。

本市でのDV根絶強化月間の主な取り組み

■宇都宮タワーパープルライトアップ

▼日時 11月20～27日、午後5時～9時。

▼内容 うつのみやDV根絶強化月間に合わせた、宇都宮タワーの「パープルライトアップ」を実施。

■DV根絶に向けた啓発パネル展

▼期間 ①11月6日まで②11月30日まで。

▼会場 ①市役所1階市民ホール②アコール。

▼内容 DV防止の啓発や啓発物品の配布など。



11月は

児童虐待防止月間

ID 1004045

問 子ども支援課 ☎ (632) 2390

児童虐待とは、保護者や家族など、子どもを育てる立場にある人が、子どもの心や体を傷つけたり、健やかな成長や発達を妨げたりする行為です。

「しつけのつもり」「そんなつもりはなかった」という場合でも、子どもが傷ついていれば虐待にあたります。

身体的虐待

殴る、蹴るなど、子どもの体に対して、外傷が生じる、または生じるおそれのある行為。



ネグレクト

食事を与えないなど、必要な世話をしない、または適切な養育を行わないこと。



心理的虐待

大声で怒鳴る、脅す、無視するなど、子どもの心を傷つける言葉や態度。



性的虐待

子どもへの性的行為など、わいせつな行為をする、またはさせること。



■実は虐待になっているかも

夫婦やパートナー間の暴力を、子どもが見たり聞いたりする行為は、子どもが直接暴力を受けていなくても、心理的虐待にあたる可能性があります。怒鳴り声、物が壊れる音なども、子どもにさまざまな影響を与えます。

■子どもを守るため、大人ができること

▼気持ちを誰かに相談する 子育てや家庭の悩みを、誰かに話すだけでも気持ちが楽になります。

▼怒りを感じたら、一度距離をとる その場を離れる、深呼吸する、水を飲むなど、気持ちを落ち着ける時間を取りましょう。

▼虐待かもと思ったら行政に相談する 虐待かどうか確信がなくても相談できます。「虐待かもしれない」と感じた時点で相談することが、子どもの命を守ります。

■子育て・児童虐待の相談窓口

相談窓口	相談日時
子ども家庭支援室 ☎ (632) 2390 県中央児童相談所 ☎ (665) 7830	▼月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189	▼夜間・休日を含めた常時 ※命に関わるなど、緊急性の高い場合は、最寄りの警察署へ

本市での児童虐待防止啓発運動の主な取り組み

■児童虐待防止啓発パネル展

▼期間 11月7日まで(土・日曜日、祝休日を除く)。

▼会場 市役所1階市民ホール。